

【現計画】

第3章 計画の基本理念、施策の体系	
1 基本理念	住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできるまち
2 施策分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域生活支援の充実</li> <li>(2) 働く場・活動の場の充実</li> <li>(3) 権利擁護システムの充実</li> <li>(4) 療育・保育・教育の充実</li> <li>(5) 保健・医療サービスの充実</li> <li>(6) 障害者福祉の推進基盤の整備</li> </ul>
3 よこすか障害者計画での重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 短期入所を利用しやすくするための改善</li> <li>(2) 相談支援のさらなる充実</li> <li>(3) 通所における送迎の促進</li> <li>(4) 障害を理由とする差別の解消の推進</li> <li>(5) 教育・医療・福祉の連携</li> <li>(6) 横須賀市障害とくらしの支援協議会の活用</li> <li>(7) 市が行う障害者施策の点検</li> </ul>
4 計画の体系図	

【次期計画】

第3章 計画の基本理念、施策の体系	
1 基本理念	住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできるまち
2 施策分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域生活支援の充実</li> <li>(2) 雇用・就業の支援</li> <li>(3) 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</li> <li>(4) 療育・保育・教育の充実</li> <li>(5) 保健・医療サービスの充実</li> <li>(6) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li> <li>(7) 文化芸術活動・スポーツ等の振興</li> <li>(8) 安全・安心な生活環境の整備</li> </ul>
3 よこすか障害者計画での重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 移動支援施策の充実</li> <li>(2) 居住の場の確保</li> <li>(3) 地域生活支援拠点等の整備</li> <li>(4) 相談支援体制の充実</li> <li>(5) 障害福祉サービス等における人材の確保と支援の質の向上</li> <li>(6) 多様な働き方の推進</li> <li>(7) 障害のある人の権利擁護の推進</li> <li>(8) 一貫した支援体制の強化</li> <li>(9) 意思疎通支援の充実</li> <li>(10) 防災対策の推進</li> </ul>
4 計画の体系図	

≪説明≫

※ 「1 基本理念」について、現計画の内容を継続！

※ 「2 施策分野」について、「国の第5次障害者基本計画の各論の主な内容（11の分野）」（参考資料〇）を踏まえ、現計画の内容を修正・追記

⇒ 「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」、「文化芸術活動・スポーツ等の振興」、「安全・安心な生活環境の整備」は新たに追記！

※ 「3 よこすか障害者計画での重点項目」について、「親なき後の将来に向けた障害者施策」を中心に、現計画の積み残しや新たな視点を加えて、重点項目を再構築

基本理念、施策の体系及び施策の展開（案） ②（第4章＝市町村障害者計画部分）

【現計画】

【次期計画】

《説明》

第4章 障害児や障害者に関する施策の展開	
1 地域生活支援の充実	(1) 障害福祉サービス等の充実 (2) 地域生活への移行の推進 (3) 身近な地域における相談支援体制の整備 (4) 情報バリアフリーの推進 (5) 余暇活動の支援の充実
2 働く場・活動の場の充実	(1) 就労支援の充実 (2) 活動の場の確保 (3) 障害者施設からの優先調達
3 権利擁護システムの充実	(1) 障害を理由とする差別解消と理解の促進 (2) 障害者権利擁護の推進 (3) 障害者理解の促進
4 療育・保育・教育の充実	(1) 療育体制の充実 (2) 一貫した支援体制の強化 (3) 保育・学校教育の充実
5 保健・医療サービスの充実	(1) 障害の早期発見と療育の推進 (2) 医療的ケア児への支援体制の構築 (3) 精神保健施策の推進 (4) 難病対策の充実 (5) 障害の軽減・補完・治療等
6 障害者福祉の推進基盤の整備	(1) 障害者支援体制の充実 (2) 防災体制の充実 (3) 福祉サービスを低下させないための取り組み

第4章 障害児や障害者に関する施策の展開	
1 地域生活支援の充実	(1) 障害福祉サービス等の充実 <b>(2) 日中活動の場や居場所の確保</b> <b>(3) 移動支援施策の充実（重点項目）</b> <b>(4) 居住の場の確保（重点項目）</b> (5) 地域生活への移行の推進 <b>(6) 地域生活支援拠点等の整備（重点項目）</b> <b>(7) 相談支援体制の充実（重点項目）</b> (8) 行動障害のある人への支援の充実 (9) 医療的ケアが必要な人への支援の充実 <b>(10) 障害福祉サービス等における人材の確保と支援の質の向上（重点項目）</b>
2 雇用・就業の支援	(1) 就労支援の充実 <b>(2) 多様な働き方の推進（重点項目）</b> <b>(3) 農福連携等の推進</b> (4) 障害者施設からの優先調達
3 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 障害を理由とする差別解消と理解の促進 <b>(2) 障害のある人の権利擁護の推進（重点項目）</b> (3) 障害のある人への理解の促進
4 療育・保育・教育の充実	(1) 療育体制の充実 <b>(2) 一貫した支援体制の強化（重点項目）</b> (3) 保育・学校教育の充実
5 保健・医療サービスの充実	(1) 障害の早期発見と療育の推進 (2) 精神保健施策の推進 (3) 難病対策の充実 <b>(4) 発達障害のある人への支援の充実</b> <b>(5) 高次脳機能障害のある人への支援の充実</b>
6 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 情報アクセシビリティの向上 <b>(2) 意思疎通支援の充実（重点項目）</b>
7 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動の環境づくり (2) 余暇・レクリエーション活動の充実 (3) スポーツ活動の充実
8 安全・安心な生活環境の整備	(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 <b>(2) 防災対策の推進（重点項目）</b>

※ 共通事項として、各施策項目について、「現状・課題」、「今後の取り組みの方向性」を記載する。

※ 一部の施策項目を「重点項目」として位置づける。

※ 「1 地域生活支援の充実」について、「親なき後の将来に向けた障害者施策」を中心とした取り組みを推進しやすいよう、より具体的な施策項目として整理し、追加する。

※ 現計画の施策項目「2-(2)活動の場の確保」について、働き方（一般就労・福祉的就労・在宅ワーク・フルタイム勤務・短時間勤務など）に関わらず、障害のある人が、その障害特性や得意分野に応じて能力を発揮できるよう、「多様な働き方の推進」を追加する。

※ 農業分野等と福祉分野の連携に着目し、現在、先進的に取り組んでいる「農福連携等の推進」を追加する。

※ 国の障害者基本計画や障害福祉計画等の基本指針の内容を踏まえ、「発達障害のある人」と「高次脳機能障害のある人」への支援の取り組みを追加する。

※ 現計画の施策項目「1-(4)情報バリアフリーの推進」について、国の障害者基本計画の内容を踏まえて内容を修正するとともに、より上位の施策項目として整理する。

※ 現計画の施策項目「1-(5)余暇活動の支援の充実」について、国の障害者基本計画の内容を踏まえて内容を修正するとともに、より上位の施策項目として整理する。

※ 現計画の施策項目「6-(2)防災体制の充実」について、国の障害者基本計画の内容を踏まえて内容を修正するとともに、より上位の施策項目として整理する。